

棚卸資産会計における低価基準と保守主義

高瀬 央

(武蔵野大学政治経済学部准教授)

緒言

期末時点において棚卸資産の時価が取得原価を下回っている場合、時価まで帳簿価額を切り下げて、その差額を評価損として認識する会計手法は、一般に「低価基準（低価法）」⁽¹⁾⁽²⁾とよばれる。この低価基準は、世界の多くの国や地域の会計制度において棚卸資産の原則的測定（評価）方法として認められ、また、会計実践においてひろく用いられてきた。ただし、日本においては、従来、棚卸資産の期末評価は取得原価によることを原則とし、低価基準は代替的測定方法としてその適用が容認されるという位置づけであった。しかし、昨今の国際会計基準（国際財務報告基準）の擡頭をもってする会計基準の国際的収斂の潮流にあって、日本においても、低価基準を原則的測定方法とする企業会計基準第九号『棚卸資産の評価に関する会計基準』が二〇〇六年に公表され、二〇〇八年四月一日から開始される事業年度より、これが全面適用されるにいたっている。

この棚卸資産評価にかんする新たな基準の公表について、これを会計基準の国際的収斂の一環、あるいは国際的に主流となつている低価基準を原則化したにすぎない、として無条件に受容するようなあるいは受容せざるを得ないような風潮にあるが、新たな基準の背後にある考え方やそこで求められている会計処理の解釈について、さらなる議論ないし検討が必要な部分が残されているように思われる。

そこで、本稿では、まず、低価基準ないし棚卸資産にかんする会計についての議論の前提となる会計（損益計算）の体系的枠組みを確認する。そのうえで、この会計の枠組みに照らしながら、低価基準を棚卸資産の原則的測定方法とする有力な根拠のひとつとなつている「保守主義（conservatism）」概念について、低価基準とのかかわりと両者の概念の変容を明らかにする。さらに、現行の会計において低価基準とその基礎にあるとされる保守主義が果たしている役割について考察し、最後に、本稿での考察から得られる今後の課題を提示する。

一 会計の枠組み

1 会計における期間損益に規定要因

棚卸資産にかんする会計、とりわけ制度において原則適用が求められることとなつた低価基準についての検討をおこなう前提ないし準備段階として、ここでは、会計（損益計算）の体系的枠組みについて、会計構造論の泰斗である田中茂次と笠井昭次の所説にもとづき、概観する。

田中茂次は、「期間損益の金額を決定づけるものに、資本維持の構造と資産評価の構造という二つの構造が

ある^③とし、或る会計実体がその設立から解散にまでの間に稼得するところの利益である「全体利益は維持すべき資本の概念によって決定され^④」、「資本維持概念によって決定された全体利益は、資産の評価方法を通じて各期間に配分される^⑤」とする。すなわち、田中は、「資本維持概念（資本維持観）」が全体利益額を規定し、「資産評価概念（資産評価基準）」が期間利益額を規定する、という見解を示したうえで、会計（損益計算）の体系としてはこのふたつの規定要因の組み合わせによってさまざまな類型が選択可能であることを示唆する^⑥。そのうえで、伝統的な会計が、その類型のうち「名目資本維持／取得原価基準の体系」に属していることを指摘する^⑦。

これに対して、笠井昭次は、如上の田中理論を批判的に検討し、資本維持観が全体利益額を規定する点についてはこれに同意するものの、期間利益額を規定するのは、「資産評価概念（資産評価基準）」ではなく、「損益把握段階観」（「単一段階認識観」と「多段階認識観」とのいずれか）にあることを指摘する^⑧。

会計における期間利益は全体利益額を規定する「資本維持観」と期間利益額を規定する「損益把握段階観」とのふたつによって規定ないし算定される、とする笠井の所説は、概略以下のとおりである。

まず、名目資本維持や実体資本維持など複数の資本維持観のうち、どの資本維持観をとるかによって、損益を判断する基準点（分岐点）となる金額が決定される。すなわち、選択された維持すべき資本額を基準（ゼロ）として、これを超えた場合はそれだけの利益（プラス）が生じたということであり、他方、これを下回った場合はそれだけの損失（マイナス）が生じたということになる。このように、採用される資本維持観によって、全体利益（総額としての損益額）が規定される。

ついで、どの損益把握段階観を（「単一段階認識観」と「多段階認識観」とのいずれを）とるかによって、

どのタイミングないし段階で損益を把握するかが決定される。すなわち、単一段階認識観では、商製品の販売といった決定的なプロセスが生じた時点で（決定的なプロセスが生じた場合のみ）損益を認識し、他方、多段階認識観では、文字どおり企業の経済活動のさまざまなプロセスないしタイミングにおいて損益を認識することとなる。このように、選択される損益把握段階観によって、全体利益（総額としての損益額）がどの期間にどれだけ配分ないし帰属されるかが規定され、各期間の損益額が決定されることとなる。^⑨

本稿では、以下、如上の笠井の所説にもとづいて、現行会計の全体的枠組み、さらに、本稿の検討対象である棚卸資産にかんする会計の枠組みについて考察する。^⑩

2 現行会計の全体的枠組み

前節で示した、会計における期間損益は全体利益額を規定する「資本維持観」と期間利益額を規定する「損益把握段階観」とのふたつによって決定される、とする会計（損益計算）の枠組みに依拠したとき、現行の会計はどのような「資本維持観」と「損益把握段階観」のもとに成り立っているのだろうか。

ここに、会計の理論および実務において、名目投下資本の回収剰余（不足）としての利益（損失）の計算が会計の目的ないし機能のひとつであり、これが遂行されていることは、ひろく合意がなされているといつてよい。したがって、現行の会計において、期間損益の規定要因のひとつである資本維持観は、複数の資本維持観のなかから「名目資本維持」が選択されていると考えてよいであろう。

では、期間損益のもうひとつの規定要因である損益把握段階観は、「単一段階認識観」と「多段階認識観」とのいずれがとられているのであろうか。現行の会計では、取引の性質や資産の保有目的あるいは表示区分の

違いによって、損益を認識するタイミングや頻度は異なっている。たとえば、企業が保有する有価証券は、制度上、余剰資金の運用目的で保有するものは時価でこれを評価し、したがって評価損益の計上が求められ、子会社など他社を支配する目的で保有するものは取得原価でこれを評価し、したがって評価損益は計上されない、といったように、保有目的に応じて損益認識のタイミングが異なる。上記の有価証券の例をみても明らかのように、現行の会計の全体的な体系として、損益把握段階観について、単一段階認識観と多段階認識観のいずれか一方に統一されているとみなせる情況にはない。

以上から、現行の会計（期間損益計算）の全体的枠組みとして、期間損益額の規定要因のひとつである資本維持観は名目資本維持観が採用されているとみなせるものの、もうひとつの規定要因である損益把握段階観については或る損益把握段階観が一元的に採用されている情況にない、ということをまずは確認した。そのうえで、以下では、本稿の検討の対象である棚卸資産に焦点を絞って考察をすすめる。

3 理念型としての棚卸資産会計の枠組み

これまで、現行会計の目的ないし機能のひとつに投下資本回収計算としての期間損益の計算があり、この期間損益額は「資本維持観」と「損益把握段階観」によって規定されることを示したが、棚卸資産にかんする会計に言及するさいには、期間損益と併せて、資産の測定（評価）がどのようになされるかが重要となる。すなわち、たとえば商製品はその販売をもって当該期間における費用（売上原価）として認識される一方、期末時点で未販売の（売れ残った）部分は何らかの測定基準にもとづいて価額が付され、資産として次期に繰り越される、という関係にある。そこで、棚卸資産を議論の対象にするにあたり、前述の期間損益の規定要因として

あげた資本維持観と損益把握段階観のふたつに、「資産の測定基準」を会計（損益計算）の枠組みを規定する要素のひとつとしてくわえて、理念的に考えうる会計の枠組みを以下に検討してゆく。

現行の棚卸資産にかんする会計を議論するさいに参照しうるような、理念型としての会計の枠組みとしては、つぎのみつつが考えられる。

ひとつは、①全体利益⁽¹⁾を規定する資本維持観として名目資本維持を、②期間利益を規定する損益把握段階観として単一段階認識観をとる枠組みである。この枠組みにおいては、損益を単一段階、すなわち、企業の経済活動の成果獲得の決定的プロセスである実現段階のみで認識することから、資産の帳簿価額はその販売まで取得原価で据え置かれることになる。したがって、③棚卸資産の測定基準は取得原価となる。

一般に、棚卸資産は、将来においてそれを販売することによって、投下資金を上回るようなキャッシュ・インフローがもたらされることを期待して取得されるものである。この枠組みにあつては、棚卸資産によつてもたらされるキャッシュ・インフローが確実かつその額が確定的となつた段階、すなわち実現時点（投下資本の回収時点）で、その回収資本が収益として認識され、他方、これに対応する投下資本が費用として認識され、両者の対応によつて損益計算が遂行される。換言すれば、この枠組みにあつては、実現時点までは収益が認識されてはならず、そのために、資産の価額は取得原価のまま据え置かれなければならない、という筋合いにある。

したがつて、この枠組みにおける②損益把握段階観と③資産の測定基準との関係をみると、②損益把握段階観が③資産の測定基準を規定する（② ↓ ③）という関係にある（以下に、直上に述べた枠組み、すなわち〔①資本維持観Ⅱ名目資本維持、②損益把握段階観Ⅱ単一段階認識、③資産の測定基準Ⅱ取得原価〕、②と③の

規定関係Ⅱ② ↓ ③」とする枠組みを、便宜的に「理念型A」と称する。

上に示したひとつめの枠組み、理念型Aは、伝統的な会計の枠組みを一般的に表現するもの、すなわち、いわゆる（資産の測定基準に着目した呼称である）「取得原価（主義）会計」、あるいは（損益計算の基礎概念や原則に着目した呼称である）「発生主義会計」、「収益費用アプローチ（収益費用観）」にもとづく会計」と称され、あるいは理解されているものである。

理念的に考えうる枠組みのふたつめは、①全体利益を規定する資本維持観は同じく名目資本維持観であるものの、②期間利益を規定する損益把握段階観として多段階認識観をとる枠組みである。この枠組みにおいては、棚卸資産にかかる損益を販売以前の保有段階においても認識することから、③棚卸資産の測定基準は時価となる。

この枠組みは、投下資本回収剰余としての利益計算をその目的としている点では理念型Aと同様であり、全体利益額も理念型Aと等しくなるが、収益の実現（投下資本の回収）という企業の経済活動の成果が生じる決定的プロセスまで待つてその損益額を算定するのではなくして、棚卸資産にかかる経済活動のいくつかの過程ないしタイミングでの損益額を算定し、もって企業の意思決定ないし行動の成否を知らせる、という点で異なる。理念型Aでは投下資本の回収が確実な（かつ回収額が確定した）段階で損益計算がなされるのに対して、この枠組みでは回収可能性の（かつ回収額も未確定の）段階においても損益計算がなされる、ということである。つまり、両者の違いは、損益把握段階観の違い、別言すれば、全体利益の各期間への配分方法ないし配分額（期間利益額）の違いにあらわれることになる。

この枠組みは、上記のとおり、損益把握段階観は理念型Aとは異なるものの、投下資本回収剰余としての利

益計算をその目的としている点では同じである。したがって、②損益把握段階観と③資産の測定基準との関係についても、資産の販売以前の保有段階においても投資の成否（損益額）を把握するために資産を時価で測定しなおす（〔②〕↓〔③〕）、という筋合いにある（以下に、直上に述べた枠組み、すなわち「①資本維持観Ⅱ名目資本維持、②損益把握段階観Ⅱ多段階認識、③資産の測定基準Ⅱ時価、②と③の規定関係Ⅱ②↓③」とする枠組みを、便宜的に「理念型B」と称する）。

ときに、この枠組みにおける②損益把握段階観と③資産の測定基準との関係をみると、〔②〕↓〔③〕という関係だけでなく、③資産の測定基準が②損益把握段階観を規定するという関係（〔③〕↓〔②〕）も考えうる。すなわち、会計全体あるいは棚卸資産にかんする会計の目的ないし機能が何かによって、両者の規定関係も変わらう、ということである。

会計の目的が適正な期間損益の算定あるいは棚卸資産にかかる投資の成否を販売以前の段階から把握することにある場合には、企業の経済活動の各段階での損益額を把握することが第一義にあり、そのために棚卸資産は時価で測定しなおされる、という筋合いにある。すなわち、会計の目的が損益把握段階観を規定し、損益把握段階観が資産の測定基準を規定する（「会計目的」↓②↓③）、という関係にある。

他方、会計の目的が企業価値評価（企業実態の把握）あるいは保有する棚卸資産の経済的実態ないし実質的価値の把握にある場合には、期末時点での棚卸資産の価値（時価）を知らせることが第一義にあり、時価で測定しなおした結果、時価と簿価との差額が評価損益として期間損益額に算入される、という筋合いにある。すなわち、会計の目的が資産の測定基準を規定し、資産の測定基準が損益把握段階観を規定する（「会計目的」↓③↓②）、という関係にある。

図表 1 棚卸資産に関する理念型としての会計の枠組み

規定要因 \ 枠組み	A	B	B'
①資本維持観	名目資本維持		
②損益把握段階観	単一段階認識	多段階認識	
③資産測定基準	取得原価	時価（公正価値）	
[②と③の規定関係]	② → ③		③ → ②
↑*	↑*		↑*
[会計の目的・機能]	期間損益計算		企業実態の開示 (企業価値評価)

※↑は、[会計の目的・機能]が[②と③の規定関係]を規定する、ということを示す。

このように、①資本維持観や②損益把握段階観、③資産の測定基準といった期間損益を規定する要因は同一であるものの、会計の目的ないし機能を異にすることによって損益把握段階観と資産の測定基準との規定関係が逆転する、というケースも考えうる。後述するように、昨今、会計の目的ないし機能の変容が生じているとみなせる情況にもあることから、上記の違いを考慮し、以下では「①資本維持観Ⅱ名目資本維持、②損益把握段階観Ⅱ多段階認識、③資産の測定基準Ⅱ時価、②と③の規定関係Ⅱ③→②」とする枠組みを便宜的に「理念型B'」と称する¹²⁾。上に示した理念型Bや理念型B'は、いわゆる「時価（主義）会計」と称され、あるいは理解されているものである。また、理念型Bについては、企業価値評価がいわゆる公正価値 (fair value) や将来キャッシュ・フローの割引現在価値でもっておこなわれることから「公正価値会計」や「現在価値会計」と、あるいは、資産および負債が重要な基礎概念となることから「資産負債アプローチ（資産負債観）にもとづく会計」と称されることもある¹³⁾。

これまで述べてきた棚卸資産にかんする理念型としての会計の枠組みを一覧表にまとめると、図表1のようになる。

4 制度における棚卸資産会計の枠組み

理念型としての会計（損益計算）の枠組みが如上のように考えられるのに対して、実際の棚卸資産にかんする会計制度はどのようになっていのかをにつきに考えてゆきたい。

現行の棚卸資産にかんする会計制度をみると、損益計算の規定要因のひとつ、全体利益を規定する資本維持観は名目資本維持観をとっている。既に述べたように、棚卸資産にかぎらず現行の会計制度全体において、投下資本（名目貨幣資本）額を基準額（損益の分岐点）として損益額が算定されている。これについては疑念を挟む余地がないといえよう。

ついで、期間利益を規定する損益把握段階観については、利益（投下資本回収剰余）の局面では単一段階認識観が、損失（投下資本回収不足）の局面では多段階認識観がとられていると考えられる。すなわち、収益（回収資本）が費用（投下資本）を上回るような状況では、その差額としての利益は実現（回収）時点ではじめて認識され、いわゆる保有利得（評価益）はその認識が認められていない。他方、収益（回収可能資本）が費用（投下資本）を下回るような状況では、その差額としての損失は、実現を待つことなく保有段階で認識することが求められている。

期間利益の規定要因としての損益把握段階観と資産の測定基準とが表裏一体の関係にあることは先に指摘したとおりであるが、制度における損益認識が如上のようになされるといふことは、とりもなおさず、棚卸資産の測定基準が低価基準による、ということを意味する。すなわち、棚卸資産の取得原価ないし簿価が期末時点での時価を下回るとき（「取得原価・簿価＜時価」）には、当該資産は取得原価をもって貸借対照表価額とされ、棚卸資産の取得原価ないし簿価が期末時点での時価を上回るとき（「取得原価・簿価＞時価」）には、当該資産

図表2 棚卸資産に関する現行制度の枠組み

規定要因	枠組み		現行制度
①資本維持観			名目資本維持
②損益把握段階観	[利益] 局面		… 単一段階認識
	[損失] 局面		… 多段階認識
③資産測定基準	低価基準	[原価<時価] のとき	… 取得原価
		[原価>時価] のとき	… 時価

は時価をもって貸借対照表価額とされるのである。⁽¹⁵⁾
 如上の棚卸資産にかんする現行の会計制度の枠組みを一覧表にまとめると、図表2のようになる。

これまでの考察によって明らかになることは、棚卸資産にかんする会計において理念型としての枠組みと実際の制度における枠組みとに乖離が生じている、ということである。すなわち、図表1および図表2からも明らかのように、実際の制度は、先に示した理念型A、B、B'のいずれとも、損益把握段階観と資産の測定基準において合致しないのである。別言すれば、棚卸資産の測定基準として低価基準を原則とする会計の枠組みは、理念型としての会計の枠組みのいずれからとも導き出されない、あるいは、低価基準はいずれの理念型においても棚卸資産の原則的な測定基準とはなりえない、ということである。

このような両者の乖離、あるいはその乖離の原因ともみなせる測定基準としての低価基準の原則適用は、どのような理屈ないし論理で説明しうるのか。この疑問に対する一般的ないし標準的な回答は、「保守主義 (conservatism)」概念の反映である、とするものである。

そこで、以下では、低価基準とその基底にあるとされる保守主義概念について、両者の関係とこれらが現行会計において果たしている役割について、少しく詳しい検討を加える。

二 低価基準、その基礎思考としての保守主義

1 静的保守主義・低価基準と動的保守主義・低価基準

保守主義は、周知のとおり、会計の一般原則のひとつ、ともされ、日本の企業会計原則の文言にあっては「企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならぬ⁽¹⁶⁾」とされるものである。

保守主義、あるいはその思考の典型的な適用例とされる低価基準については、「低価基準の歴史は会計の歴史である⁽¹⁷⁾」ともされるほど、経済が近代化する以前の古い時代からその思考や会計実践が存在したことが知られているが、先行研究において、保守主義概念および低価基準を歴史的に捉えた、以下のような記述がみられる。

保守主義という概念は、本来的には、静態論を基盤にした債権者のための会計において機能してきた原則であって、それが、近代会計にも、つまり、投資家のための会計あるいは利害調整にかかわる会計にも、転用されたのである。⁽¹⁸⁾

静的会計観の下で育まれてきた低価基準が動的会計観の下における原価主義のなかに発展的に解消されてきた。⁽²⁰⁾

保守主義は、会計目的観の変化にともなって、一般に、貸借対照表保守主義から損益計算書保守主義へ、

すなわち、静的保守主義から動的保守主義へと変化し、当該変化にもなつて、低価基準も貸借対照表低価基準から損益計算書低価基準へ、すなわち静的低価基準から動的低価基準へと変化した。⁽²⁾

これらの記述から示唆されることは、低価基準は歴史的に、静態論における保守主義概念にもとづく低価基準（静的低価基準）から動態論における保守主義概念にもとづく低価基準（動的低価基準）へと発展ないし移行してきた、ということである。

周知のとおり、いわゆる静態論ないし静的会計観は、債権者保護の観点から担保価値（支払能力）としての企業財産の適正な表示にその目的を置いていた。したがって、そこでの保守主義とは、担保価値としての企業財産を保守的に評価する、ということを意味していた。すなわち、担保物件としての保有資産の価値減少（時価の下落）は早めにこれを認識する一方、価値増加（時価の上昇）はこれを認識しない、とする思考である。この思考を棚卸資産の測定規準に反映させたものが低価基準にはかならない。静態論ないし静的会計観における低価基準は如上のように「債権者保護思想を背景にした貸借対照表重視の下において、担保物件としての棚卸資産の換金価値を保守主義に依拠して評価する手続⁽²⁾」としてひろく実務に用いられていた。

これが、一九二九年のニューヨーク証券取引所での株価の大暴落を端緒として世界的規模で生じた金融恐慌と経済後退の影響から、株主および一般投資者保護の気運が高まったことにより、会計の目的あるいは誰のための会計かといった視点も、債権者保護を目的とした担保価値としての企業財産の適正な表示から、株主や投資者保護を目的とした企業業績としての適正な期間損益の算定へと、その重点が変化した。会計の目的あるいは重視する利害関係者を後者に置く枠組みが、いわゆる動態論ないし動的会計観にはかならない。

上に述べたような会計目的ないし枠組みの変容にもなつて、保守主義概念もまた、その意味内容に変化が生じた。すなわち、適正な期間損益計算の遂行を目的とする動態論ないし動的会計観において基礎概念として重要になるのは、静态論ないし静的会計観において重視される資産と負債ではなくして、収益と費用である。したがつて、そこでの保守主義とは、企業業績としての期間損益を保守的に算定する、という思考、つまり、予想される損失は将来においてそれが確実になるのを待たずに（判明時点で）これを認識し、予想される利益はそれが確実になつた段階でこれを認識する、という考え方となる。

如上のように、動的保守主義の要点は、見込まれる損失は早期に（判明時点で）計上するということにある。この「見込まれる損失」は、期末時点でなしえない財やサービスの販売を擬制して、別言すれば、未実現の収益とこれに対応する費用との差額として、算定される。周知のとおり、収益は収入額を基礎に、費用は支出額を基礎に測定されることから、ここでは収支差額としての未実現損失の算定が企図されており、そのためにはまずもつて（未実現）収益の測定がなされなければならない。この（未実現）収益額は、期末時点での見込み収入額すなわち時価（正味売却価額）でもつて測定される。他方、これに対応する費用は当該資産の取得に要した支出額すなわち取得原価でもつて測定される。結果として、期末時点での時価（正味売却価額）と取得原価との差額が「見込まれる損失」額ということになる。そして、期末時点での時価（正味売却価額）と取得原価とを比較していずれか低い方を貸借対照表価額とする、とする低価基準は、この「見込まれる損失」（未実現損失）額の算定と計上のために機能することになる。

この動的低価基準における「時価」は、投下した資本（原価）のうち当該時点で回収可能な部分、すなわち、回収可能原価として意義づけられる。この回収可能原価はまた、期末時点で期待される将来キャッシュ・イン

フローとみなすこともできよう。

2 動的保守主義・低価基準と新たな保守主義・低価基準

これまでみてきたように、歴史的な観点からは、会計の目的の変容が会計の枠組み（計算構造）の変容をもたらし、会計の枠組みの変容がそこにおける保守主義概念の意味内容の変容、あるいはその会計処理への適用とみなせる低価基準の機能の変容をもたらした、と考えることができる。会計の目的の変容にもなつて、低価基準の役割も、担保価値としての企業財産の保守的表示のための低価基準（静的低価基準）から、企業業績としての期間損益の保守的算定のための低価基準（動的低価基準）へと変容したのである。

そして、こんにちの国際会計基準（国際財務報告基準）を中心とした会計基準の国際的収斂が云々される情況は、かつて生じた如上の変容と同様の変化が生じる情況にあるとみなせなくもない。

すなわち、一・で論じたように、損益把握段階観として多段階認識観をとる枠組みの場合、企業業績としての損益を文字どおり多段階で（より多くの局面で）捉えるために低価基準が棚卸資産の測定基準となる、とするゆき方⁽²³⁾と、企業の経済的実態を把握するために低価基準が棚卸資産の測定基準となる、とするゆき方⁽²⁴⁾とのふたとおりのゆき方が考えられる。収斂を目指している会計基準の基礎的思考がこのうちの後者のゆき方とつている、とみた場合、そもそも会計の目的が従来と異なる、あるいは、変容している、ということになる。換言すれば、期間損益計算を一義的な目的とする会計、から、企業価値評価（企業の経済的実態の開示）を一義的な目的とする会計、への変化が生じている、ということになる。⁽²⁵⁾

会計の枠組みが上記のように変容しているとみた場合、そこにおける保守主義概念もまた、変容していると

考えることができる。つまり、これまでの、企業業績としての期間損益を保守的に算定する、という思考から、実態・リスク開示としての企業価値を保守的に評価する、という思考への変化である。²⁷⁾

企業価値評価を一義的な目的とする会計の枠組みでは、文字どおり、企業の（純）資産が現状においてどれほどの価値を有するかを示すことが企図されており、そのためにはまずもって資産の測定がなされなければならぬ。資産額は、その目的に照らして、本来、期末時点での時価（公正価値²⁸⁾）でもって測定される。ただし、この時価（公正価値）は、期末時点での回収可能額ないし期末時点での期待将来キャッシュ・インフローの現在価値を表すにすぎない（未確定のものである）から、時価（公正価値）と取得原価（すなわち投下資本）とを比較していずれか低い方を貸借対照表価額とする、という保守的な思考が生じてくる。そしてここに、この枠組みにおける低価値基準の機能をみいだしうる。すなわち、企業価値あるいはこれを形成する資産を少なめに（保守的に）評価するという機能を果たすのである。

このように、昨今の会計基準の国際的収斂に向かう潮流は、期間損益の算定から企業価値の評価へ、という会計目的の変容が生じている状況とみなすこともでき、したがって、この会計目的の変容が、会計の基礎概念における収益および費用の重視から資産および負債の重視へ、という会計の枠組みの変容をもたらし、会計の枠組みの変容がそこにおける保守主義概念あるいはその適用とみなせる低価値基準の機能の変容（動的保守主義・低価値基準から新たな保守主義・低価値基準概念へ）をもたらした、とも考えうる。

かつて同様の変化が生じたように、こんにち、会計の目的の変容にともなって、低価値基準の役割も、企業業績としての期間損益の保守的算定のための低価値基準（動的低価値基準）から、企業価値の保守的測定のための低価値基準（新たな低価値基準概念）へと変容しているとの解釈もできる状況にある。

3 現行制度の解釈にかかる問題点

如上のような状況にあつて低価基準が制度において原則化されたことが、低価基準や保守主義概念、ひいては現行会計の枠組みの解釈ないし理解を複雑なもの、困難なものにさせているともいえよう。すなわち、現在の状況を、上述のように、会計目的の変容が生じている、とする解釈も可能である一方、会計の一義的目的は依然として期間損益計算にある、とする解釈もまた、可能なのである。別言すれば、低価基準が制度において原則化されたことは、従来の動的会計観における動的低価基準ないし保守主義概念が原則化された、あるいは制度に明確に反映されたにすぎない、と考えることもできようし、会計観が新たな（企業価値評価を目的とした）会計観に変容し、これにともなつて保守主義概念も新たな（期待キャッシュ・インフローを少なめに評価する）それへと変容し、その具体的適用として低価基準が制度化された、と考えることもできる。

いま、端的に、従来の会計観（枠組み）を先にあげた理念型Aと、新たな会計観（枠組み）を先にあげた理念型B'とすると、図表3は、現行の制度が理念型Aへ保守主義を適用した形態とも、理念型B'へ保守主義を適用した形態ともとれることを示している。²⁰⁾

会計の目的や枠組みが変わつているとも変わつていないとも解釈できる別の要因として、低価基準の適用によつて（「原価V時価」のときに）選択される「時価」の意味内容が従来の枠組みと新たな枠組みとで同一である、ということもあげられる。

すなわち、これまでみてきたように、従来の動的会計観およびそこにおける低価基準によつた場合、時価は、回収可能原価（投下資本（原価）のうち回収可能な部分）、換言すれば、期末時点で期待される将来キャッシュ・

図表3 理念型と現行制度との比較

理念型 A	制度 (低価基準)	理念型 B'
①名目資本維持	①名目資本維持	①名目資本維持
②単一段階認識	② [利益] 局面 …単一段階認識 ② [損失] 局面 …多段階認識	②多段階認識
③取得原価	③ [原価<時価] …取得原価 ③ [原価>時価] …時価	③時価(公正価値)
会計目的 …期間損益計算	会計目的 …期間損益計算? or 企業価値評価?	会計目的 …企業価値評価

注: 図表には、左から右へ「保守主義」の矢印と、右から左へ「規定」の矢印が示されています。

インフローとして意義づけられた。他方、こんにち、会計目的の変容が生じているとみなすことによって考えられる新たな低価基準によった場合、時価は、期末時点での回収可能額ないし期末時点での期待将来キャッシュ・インフローを意味していた。

つまり、結果として、従来の動的会計観における低価基準と新たな会計観における低価基準とのいずれの考え方によっても、低価基準によって選択される時価は、期末時点で期待される将来キャッシュ・インフローを表すことになる。

これまでの考察から導出される要点は、理念型Aで表される従来の（「取得原価（主義）会計」や「発生主義会計」とよばれる）枠組みと、理念型B'で表される新たな（「公正価値会計」とよばれる）枠組みは、「会計コンヴェンション」として低価基準を介してつながっている⁽³⁰⁾という点であろう。そしてこの点が、現在の会計の枠組みや低価基準の解釈に混乱をきたす一因となっていると考えられる。

三 低価基準が果たす機能

棚卸資産の低価基準にみられる保守主義概念は、一・で検討した理念型としての会計の枠組みに照らすと、合理的なものではないことがわかる。すなわち、期末時点での棚卸資産の増価ないし評価益は認識されない一方で、資産の減価ないし評価損は認識される「上下非対称的⁽⁴⁾」会計処理であって、一・で示した理念型A、B、B'のいずれの枠組みでも合理的に説明できない。

しかしまた、他方で、いずれの枠組みにあっても、資産の減価ないし保有損失（評価損）のみが認識される、別言すれば、企業にとってマイナスの側面のみが早めに会計情報として伝えられる、という点では（合理的ではないが）首尾一貫している、とも考えられなくはない。そして、この企業にとってマイナスの側面を早めに認識することが、会計実践上、古くから企業の利害にかかわる人びとから求められ、また、ひろく認められてきた、ということになるろう。

したがって、棚卸資産の低価基準、あるいはその基底にある保守主義概念は、合理性をもたないものの、会計実践においてひろく、また古くから認められた価値判断、すなわち会計実践上のコンヴェンションとして理解されよう。

では、なぜ、棚卸資産の低価基準やその基礎にある保守主義概念は、如上のように合理的ではないにもかかわらず、会計実践上のコンヴェンションとして連綿と存在してきたのであろうか。あるいは、なぜ、（さきに図表3にも示したとおり）純粋な理念型としての枠組みがそのまま実践にとり入れられず、そこに保守主義概念が介在することになるのであろうか。

以下では、棚卸資産の低価基準が現行の会計において果たす役割について、先にあげた理念型としての会計の特質を考えながら検討したい。

まず、理念型Aにおいては、すでにみたように、棚卸資産にかかる損益は実現（投下資本の回収）時点まで認識されてはならず、それゆえ資産は収益の実現時点まで取得原価のままに据え置かれた。この枠組みをとった場合、景気の後退あるいは当該資産の市況悪化という局面にあつては、資産の販売すなわち実現時点まで損失は認識されないことになり、企業業績の急速な低下、ひいては継続企業（going-concern）の前提に対する疑義が生じるような状況が生じかねず、その対処に後れをとる可能性がでてくる。

これに対して、理念型BおよびB'においては（既述のとおり、理念型BとB'とは、会計目的の相違および損益把握段階観と資産測定基準の規定関係の逆転が生じるが、いずれにしろ）、棚卸資産は各期末における時価（公正価値）で測定しなおされ、時価と簿価との差額が評価損益として期間損益額に含められた。この枠組みをとった場合、資産の販売と未販売と（実現と未実現と）にかかわらず損益が認識されることになり、景気の上昇あるいは当該資産の市況良化の局面にあつては投機の蔓延やバブルの膨張を誘発する事態が、景気の後退あるいは当該資産の市況悪化の局面にあつては投機やバブルの収縮を誘発する事態が、それぞれ生じかねない。

このように、理念型としての（純理論的な）会計の枠組みはいずれも経済ないし市場に対する機能的な弱点をもっている、とも考えられ、保守主義概念とその適用形態である低価基準はこのような理念型としての会計の弱点を補う機能を果たしている、とみなすこともできよう。

すなわち、低価基準は、理念型Aの枠組みに内在する、棚卸資産にかかる活動の成否（とりわけ棚卸資産に

かかる投資の失敗）が棚卸資産の販売までは明らかにならないという「終わりが悪い」⁽³²⁾ところを、保有損失（評価損）を発生段階で認識することで、修正する機能を担っている。低価基準はまた、理念型BおよびB'の枠組みに内在する、保有中の（したがって投資の回収が完了する前の）棚卸資産にかかる損益が市場価格という外部要因にもとづいて每期認識されるという「途中が悪い」⁽³³⁾ところを、資産の増価（時価の上昇）は認識しないことで、修正する役割も果たしうる。

つまり、純粋な理念型としての枠組みに低価基準を適用することで、会計情報が投機の誘発やバブルの膨張あるいは投機の収縮やバブルの消滅を招く、という事態をいずれも（ある程度）回避することができるのである。これを別言すれば、低価基準を適用することで、（理念型Aほど）利益平準的でもなく（理念型BおよびB'ほど）利益増幅的でもない会計（損益計算）の枠組みができあがる。この点について、以下にきわめて単純化した例を用いて確認してみよう。

〔設例〕

Z社は、Q1期首にY商品1個を100で購入し、Q4期末にこれを80で販売した。（Y商品の各期末における時価は、Q1期末…130、Q2期末…90、Q3期末…70、であった。）

この設例にもとづいて、理念型A、理念型B/B'⁽³⁴⁾、および低価基準が適用される枠組み（現行制度）のみとつを比較したものが図表4である。

図表4 「設例」における理念型と現行制度との損益額比較

		Q1期	Q2期	Q3期	Q4期	
(期末時価)		(130)	(90)	(70)	(80)	全体利益
期間利益	理念型A	0	0	0	△20	△20
	理念型B/B'	30	△40	△20	10	△20
	制度(低価)	0	△10	△20	10	△20

図表4からも明らかのように、いずれの枠組みをとっても、Y商品にかかる投資活動全体の利益(全体利益)は、マイナス二〇、すなわち二〇の損失であることに変わりはない。変わってくるのは各期間の損益(期間利益)額である。

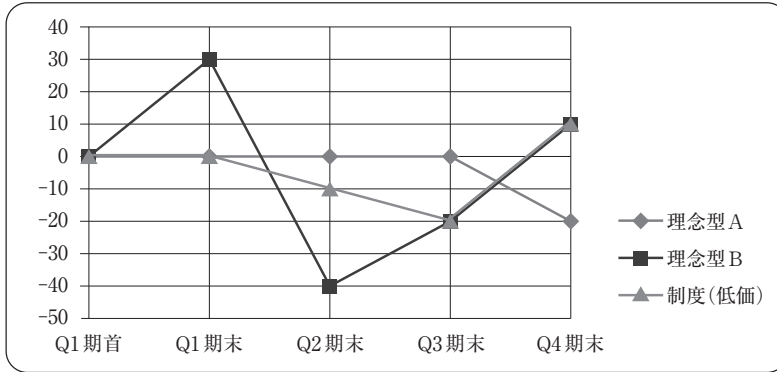
理念型Aでは、商品の保有期間には損益が生じず、商品を販売したQ4期に全体利益と同額の二〇の売却損失(実現損失)が認識される。

理念型B/B'では、商品の購入から販売までの各期間において、商品にかかる損益が認識される。すなわち、商品を保有しているQ1、Q2、Q3期末にはそれぞれ、三〇の評価益(未実現利益)、四〇の評価損(未実現損失)、二〇の評価損が認識され、さらに、商品を販売したQ4期には、前期末に商品が七〇まで評価減されているので、一〇の売却利益(実現利益)が認識される。

低価基準が適用される枠組み、すなわち現行の制度では、既述のように、「簿価△時価」であるQ1期末には評価益(未実現利益)は認識されず、「簿価▽時価」であるQ2、Q3期末にはそれぞれ、一〇の評価損(未実現損失)、二〇の評価損が認識される。そして、商品を販売したQ4期には、商品の簿価が七〇まで評価減されているので、一〇の売却利益(実現利益)が認識される。

図表5は「設例」の各期間の損益額の変動をグラフ化したものであるが、これを見ると、折れ線の振れ幅すなわち期間損益の変動幅が最も小さいのが理念型A、対して、折れ線の振れ幅が最も大きいのが理念型B/B'であり、低価基準が適用され

図表4 〔設例〕における理念型と現行制度との損益額比較



る（現行制度の）枠組みは大凡その中間であることがわかる。この点が、先述の、低価基準を適用する枠組みが（理念型 A ほど）利益平準的でもなく（理念型 B / B' ほど）利益増幅的でもない枠組みである、というこの意義を示している。

結 語

低価基準が原則化された現行の棚卸資産にかかる会計制度は、二の図表3で示したとおり、理念型 A の変容体とも、理念型 B³⁵の変容体とも解釈することが可能である。また、前節で考察したように、現行制度は、純理論的な会計の枠組みに内在する経済や市場に対する機能的な弱点を低価基準によって補ったかたちでの枠組みであるとも考えられた。

このような現状について、どのように解釈したらよいのであろうか。これが安定的な状態なのか、それとも、企業価値評価をその目的とした純粹な公正価値会計、すなわち理念型 B' へとすすんでゆく過渡的段階なのであろうか。あるいは、今後、期間損益計算を一義的な目的とする理念型 A へと揺り戻しが生じるのであろうか。

この点については、制度ないしコンヴェンションとしての会計にあつては、上記のいずれの可能性も秘めているといわざるをえない。ビジネス・モデルや企業をとりまく環境の変化とともに実際の企業活動や経済社会に適合的な会計の枠組みも変わりうる、ということは、歴史的にも、すなわち、かつての静態論から動態論へという会計目的および計算構造の変容が生じたことから、明らかである。

制度としての会計がそのような性質をもつ以上、われわれには、現実適合性を求めつつ論理的に齟齬が生じないような会計モデルを考えてゆくといった作業、あるいは、会計が社会的環境の変化とともに変わりうる部分と不易である部分とを判別し、その知見にもとづいて制度としての会計の変容を説明するといった作業が大きな課題として求められる。

もちろん、如上のような大きな課題（難題）だけでなく、現状において取り組まなければならない具体的な課題も依然として残されている。

たとえば、低価基準の適用により生じるつぎのような事象にかんして、このケースにおいても低価基準は保守主義的思考にもとづくといえるのか、いま一度検討する余地がある。すなわち、資産販売時の時価が低価評価損を計上した時点から上昇（回復）局面にあつた場合、理念型Aの枠組みによる各期の損益額の変動幅より、低価基準を適用した（現行制度の）枠組みによる各期の損益額の変動幅の方が大きくなる、という点である。³⁶⁾

この場合、保有損失あるいは資産の減価（将来キャッシュ・フローの減少）の早期認識、という意味では保守主義的な会計処理であるが、各期の損益額の振れ幅が小さい方が投機の誘因になりづらい、あるいは、企業業績が安定的にみえる、という意味では、低価基準を適用した枠組みよりも理念型Aの方が保守的である。

このように、どのような会計行動や結果を「保守（主義）的」あるいは「保守主義の適用」とよぶのか、また、

その行動や結果の保守性の程度をどのように評価するのか、については必ずしも明確なコンセンサスが得られているとはいえない。換言すれば、どこまで（なに）が「保守主義」で、どこまで（なに）が「保守主義」ではないのか、「保守主義」が意味する内容と範囲が明確になっていない。したがって、今後の課題として、会計における「保守主義」概念を明確化したうえで、その是非やこれを是とした場合にはその適用の範囲を考慮する必要がある。

注

- (1) この会計手法については、低価基準、低価法、低価主義、原価時価比較低価法など、さまざまな呼称があるが、本稿では、以下、この会計手法を、もともと一般的な呼称と思われる「低価基準」と表記する。「低価基準」の呼称の多様性については、平敷〔1990〕、第II章を参照のこと。
- (2) 本稿で議論の対象とする、また、制度において低価基準が適用される棚卸資産は「通常の販売目的（販売するための製造目的を含む）」で保有する棚卸資産」（企業会計基準委員会〔2006〕、七項）に限定され、「トレーディング目的で保有する棚卸資産」（同上、一五項）は除外される。
- (3) 田中〔1996〕、二七頁。
- (4) 同上、四一頁。
- (5) 同上、四〇頁。
- (6) 「種々の損益計算類型は資本維持概念と資産評価概念との結合によって成立」し、「資本維持概念にm種類、資産評価概念にn種類のものがあるとすると、全体で $m \times n$ 種類の組み合わせが考えられる」とする田中は、主な資本維持概念として、名目資本維持、一般購買力資本維持、実体資本維持、成果資本維持の四つを、主な資産評価概念として、

	名目資本維持	一般購買力 資本維持	実体資本維持	成果資本維持
取得原価	取得原価/名目 資本維持	取得原価/一般 購買力維持	取得原価/実体 資本維持	取得原価/成果 資本維持
修正原価	—	修正原価/一般 購買力資本維持	—	—
取替原価	取替原価/名目 資本維持	取替原価/一般 購買力資本維持	取替原価/実体 資本維持	取替原価/成果 資本維持
販売価格	販売価格/名目 資本維持	販売価格/一般 購買力資本維持	—	販売価格/成果 資本維持
割引 現在価値	割引現在価値 /名目資本維持	—	—	割引現在価値 /成果資本維持
修正割引 現在価値	—	—	—	修正割引原価 /成果資本維持

取得原価、修正原価、取替原価、販売価格、割引現在価値、修正割引現在価値の六つをあげ、これらの結合的類型を以下のような表形式で示している(田中「96」、四一—四三頁、表については四三頁の図表を加筆修正)。なお、表中の「—」は、実践的に意味がない、通常あまり議論されない、といった理由から省略されていることを示す。

- 資本維持概念と資産評価概念との結合によって会計（損益計算）を類型化する田中の所説の詳細については、たとえば田中 [1996] や田中 [1989]、田中 [1986] を参照されたい。
- (7) 田中 [1996]、四九頁、および田中 [1989]、二六頁。
- (8) 笠井は、資本維持観が全体利益額を規定する点については異存がないものの、資産評価基準と期間利益額との関係（異なった評価基準は異なった期間利益額をもたらすこと）については、「実体資本維持／取替原価基準の体系」と「実体資本維持／取得原価基準の体系」で期間利益が同額となること、両体系の貸借対照表における有高計算の内容が原理的に異なっていることの二点を指摘し、資産評価基準が期間利益額の規定要因となることに疑念を呈している（上記の点を含めた笠井による田中理論の批判的検討の詳細については、笠井 [2000]、五二二―五三三頁を参照のこと）。
- そのうえで、期間利益額を規定するのは「資産評価概念」ではなくして「損益把握段階観」であって、この「損益把握段階観」は「理念的には、損益を経営活動の諸段階の各々において認識する立場（多段階認識観）」と、基本的にはある決定的段階で一括して損益を認識する立場（単一階段認識観）とが識別できる」とする（笠井 [2005]、一八三頁、括弧内は筆者）。損益把握段階観の詳細については、笠井 [2000]、五三九―五四五頁を参照。
- (9) 笠井の会計ないし損益計算にかんする理論体系の詳細については、笠井 [2000] および笠井 [2005] を参照。
- (10) これまで概観してきた期間損益計算の枠組みにくわえて、笠井理論においては、さらに、期間損益計算と密接なかわりをもつ資産の測定にかんして、複式簿記における勘定分類ないし資産がもつ経済的性質によって、それぞれの経済的性質に相応しい測定基準が（自ずと）適用される（べき）ことが示されている。たとえば、本稿の議論の対象である棚卸資産（笠井理論にあつては資産三分類説（「待機分・充用分・派遣分」の三分類）に立つので、棚卸資産は「充用分」に属する）は、企業独自の付加価値獲得のための生産活動に投下された資産であるのでその成否を示す損益額

は成果と犠牲との差額（収支差額）でなければならず、したがって、実際に販売され成果が実現されるまでは犠牲額系統（入口価格）で測定されるべきものとなる。

ただし、「富塚 [2010]」でも指摘されているように、（本稿でとりあげる）棚卸資産にかかる低価基準の強制適用化、あるいは棚卸資産と同じく充用分に属する事業用固定資産の減損会計の制度化にあつては、正味売却価額や回収可能額といった「入口価格ではなく出口価格が採用されて」おり、「現実の制度はすでに部分的にその考え方から離れていることを示している」（六〇―六一頁）。

上記のような事態が笠井の理論体系で整合的に説明可能であるのかについてはさらなる検討が必要であるが、これについては別の機会に検討することとしたい。さしあたり本稿では、期間損益額が資本維持観と損益把握段階観とのふたつの要因により決定される、とする理論的枠組みは会計の諸問題を考察するうえで汎用ないし一般化が可能であると考えることから、この枠組みにもとづいて考察をすすめる。

(11) 棚卸資産を対象を限定した場合、棚卸資産にかかる全体利益とは、棚卸資産へ資本を投下してから回収するまでの期間全体における利益額、と考えられる。

(12) 会計の目的ないし機能が変容することによって損益把握段階観と資産の測定基準との規定関係が逆転する点については、併せて註記25を参照のこと。

(13) アメリカの財務会計基準審議会（FASB）は、会計測定、とりわけ（割引）現在価値測定を扱っている財務会計概念基準書（FASB）第七号において、会計測定の基本的な考え方として公正価値による測定が望ましいとし、現在価値測定の目的も公正価値を推定することにある、としている（FASB [2000], par.7, 25）。また、二〇〇六年には「公正価値測定（Fair Value Measurement）」と題する財務会計基準書（SFAS）第一五九号を公表し、ここに「公正価値とは、測定日において、市場参加者間の正常な取引によって資産を売却することで受け取るであろう価格、もしくは負債を

- 「移転するために支払うであろう価格である」と定義している (IASB [2006], par.5)。
このように、IASBは公正価値概念の明確化とその適用範囲の拡大を目指しているが(たとえば、IASB [2007])、国際会計基準審議会 (IASB) もこれに歩調を合わせ (IASBとの共同プロジェクトというかたちで)、公正価値による一元的測定に向けて、二〇一一年五月に新たな基準、国際財務報告基準 (IFRS) 第一三号「公正価値測定 (Fair Value Measurement)」を公表するにいたっている。このIFRS第一三号は、IASBとの共同プロジェクトというかたちで作成・公表された経緯もあつてか、SEAS第一五七号の用語や定義が多分に利用されている内容になっており、IFRS第一三号における公正価値の定義もSEAS第一五七号の定義と同じものとなっている (IASB [2011], par.9)。
- (14) このケースでは収益の実現(資本の回収)を待つことなく、その時点で回収しうるであろう金額と投下した金額との差額、別言すれば、未実現収益とそれに対応する費用との差額として、未実現損失(保有損失)が算定される。
 - (15) ただしここに、低価基準とは取得原価や再調達原価、正味売却価額などの一般的測定基準を一定のルールに遵って選択する基準であつて、低価基準それ自身は測定尺度をもたないことに留意が必要である。
 - (16) 企業会計制度対策調査会 [1949]、第一・六。
 - (17) 平敷 [1990]、二七頁。
 - (18) たとえば、一四世紀のフィレンツェの資料に低価基準の適用とその基底としての保守主義の存在をみる、とする研究もある (Waymire and Basu [2008], pp.15-16, P.117)。
 - (19) 笠井 [2005]、五八八頁。
 - (20) 平敷 [2003]、二六八頁。
 - (21) 平敷 [1990]、三五二頁。
 - (22) 同上、一二頁。

- (23) 会計の目的が損益把握段階観を規定し、損益把握段階観が資産の測定基準を規定する（「会計目的」↓②↓③）、という関係である。
- (24) 会計の目的が資産の測定基準を規定し、資産の測定基準が損益把握段階観を規定する（「会計目的」↓③↓②）、という関係である。
- (25) この点につき、友岡 [2010] は、「ときに、利害調整機能⁵⁵の情報提供機能、といった形で示されるもの」のうち、「利害調整機能の後退、は、利益というものの重要性の低下、と結びつけて捉えられ、他方、「近年は企業価値が利益に取って代わり、企業価値計算が利益計算に取って代わり」ともいわれるように、「利益」↓「企業価値」の移行、すなわち「利益計算」↓「企業価値評価」の移行をみる事ができる」（四頁）と述べている。
- また、石川 [2012] は、「従来は『開示』よりも『計算』（資本利益計算）の観点から、つまり費用・収益の損益認識（フロー）の観点から資産・負債（ストック）の会計認識がなされてきた」が、「今日その会計認識を規定する側に変容が起きて」おり、「少なくとも……、①今日の会計認識に実態・リスク開示の見地がでてきていること、②その見地ではストックの認識・測定が先行されること、したがって③従来の会計配分の論理（フロー↓ストック）とは逆転した会計認識の議論になること、さらには④それが結果的な損益計算という計算のあり方に結びつくこと」（一八頁）を指摘する。そして「今日の時価会計の特徴が『フローの時価会計』ではなく『ストックの時価会計』にある」（二八頁）と述べる。
- (26) ただし、「企業価値計算は、会計の枠組みを超えたいわばファイナンスの研究領域の問題である」（渡邊泉 [2009]「二頁、圏点は筆者」として、企業価値評価を目的とする会計を「会計」とすることに疑念をもつ向きもある。
- (27) この点につき、高寺 [2002] は、現行の会計を「発生基準会計の弱点を補い、現在価値会計の長所を生かす形で、不純な現在価値会計が実施されている」（一四六頁）とみただうえで、「不純な現在価値会計が資産から生じる予想キャッシュ

- シ・ユ・イン・フローの現在価値を低めに評価しながら、他方では、負債から生じる将来キャッシュ・アウトフローの現在価値を高めに評価する傾向をもっている」(一四六頁、圏点は筆者)と述べている。
- (28) 公正価値の意義については、前記の註記13を参照。
- (29) 図中の①、②、③は、それぞれ、①資本維持観、②損益把握段階観、③資産測定基準を略記したものである。
- (30) 高寺 [2002]、一四六頁。
- (31) 勝尾 [2001]、九一頁。
- (32) 高寺 [2002]、一一九頁。
- (33) 同上、同頁。
- (34) 理念型BおよびB'は、算定される数値が同一になるので、ここではふたつをB/B'として、ひとつにまとめて議論する。
- (35) むろん、理念型Bの変容体ともみなせるが、そもそも会計目的の変容ないし相違が生じるということを明確にするために、ここでは理念型B'をあげる。
- (36) 先に示した図表5のQ3期末からQ4期末にかけての変動がこのケースに該当する。

参考文献

- Financial Accounting Standards Board (FASB) [2000] : Statement of Financial Accounting Concepts No.7, *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurement*, 2000.
- [2006] : Statement of Financial Accounting Standards No.157, *Fair Value Measurement*, 2006.
- [2007] : Statement of Financial Accounting Standards No.159, *The Fair Value Option for Financial Assets and Financial Liabilities - Including an amendment of FASB Statement No.115*, 2007.

- 平敷慶武 [1990]: 『動的低価基準論』、森山書店、一九九〇年。
- [2003]: 『棚卸資産会計研究』、税務経理協会、二〇〇三年。
- International Accounting Standards Board (IASB) [2011]. *International Financial Reporting Standards No.13, Fair Value Measurement*, May 2011.
- 石川純治 [2012]: 『金融・開示・取引法』優位の現代会計』、『企業会計』第六四卷第二号、二〇一二年二月、一七一―二五頁。
- 笠井昭次 [2000]: 『会計の論理』、税務経理協会、二〇〇〇年。
- [2005]: 『現代会計論』、慶應義塾大学出版会、二〇〇五年。
- 勝尾裕子 [2001]: 『在庫品の低価評価と固定資産の減損―簿価切り下げの論理―』、『産業経理』第六一卷第三号、二〇〇一年一〇月、八九―九五頁。
- 企業会計基準委員会 [2006]: 『企業会計基準第九号「棚卸資産の評価に関する会計基準」』、二〇〇六年。
- 企業会計制度対策調査会 [1949]: 『企業会計原則』、一九四九年。
- 高寺貞男 [2002]: 『会計と市場』、昭和堂、二〇〇二年。
- 田中茂次 [1986]: 『物価変動会計の基礎理論』、同文館出版、一九八六年。
- [1989]: 『会計と構造』、税務経理協会、一九八九年。
- [1996]: 『損益計算の構造』、森山書店、一九九六年。
- 富塚嘉一 [2010]: 『会計測定基準のための方法的分析』、『CGSAフォーラム』第八号、二〇一〇年、五三一―六七頁。
- 友岡賛 [2010]: 『会計の機能』、『三田商学研究』第五三卷第三号、二〇一〇年八月、一一―二二頁。
- 渡邊泉 [2009]: 『現代会計の落とし穴―歴史からみる会計の本質』、『会計史学会年報』第二十七号、二〇〇九年、一一―二二頁。
- Waymire, Gregory B. and Sdipita Bsu [2008]: *Accounting is an Evolved Economic Institution*, Foundations and Trends in Accounting, Vol. 2, No. 1-2, 2008, pp. 1-174.